

市営バスの回送中における事故の原因と再発防止の取り組み

1 事故概要

平成28年1月22日（金）午後7時36分頃、霞の目営業所所属（運行管理業務等を宮城交通㈱に委託）の回送中の市営バスが、若林区荒井を40km/h程度で走行中、運転手が突然激しく咳き込んだ後に意識を失い、対向車線にはみ出した後に道路標識に衝突し、そのまま水田に転落したものの。

（1）運行ダイヤ

交通局東北大学病院前午後6時31分発若林小学校前経由中野行きの営業運行終了後、霞の目営業所への回送途中の事故

（2）乗務員

宮城交通株式会社運転手 正社員（37歳）

＊平成24年5月1日入社（事故当時勤続3年8カ月）

（3）負傷者

当該乗務員（みぞおち打撲の軽症）

2 事故原因（宮城交通㈱の産業医の所見）

運転手の意識消失発作※によると思われるとのこと

※意識消失発作

主な原因として心臓の病気（不整脈）や脳の病気（てんかん）などが挙げられる。

また、他の病気として睡眠障害、精神疾患（ヒステリー）など多岐にわたる。

＊当該運転手に対して「心疾患」「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」「脳神経疾患」の精密検査を実施したが、発作の原因は明らかにならなかった

＊当該運転手はSASの重症の診断を受けていたが、意識消失発作との因果関係は不明

3 再発防止に向けた取り組み

交通局と宮城交通㈱では、乗務員の健康起因による事故を防止するため、健康診断などの結果に基づく改善指導の徹底や健康管理の意識向上に取り組むとともに、交通局と受託事業所との連携をさらに強化し、再発防止策等の取り組みを着実に実施する。

（1）健康起因に関する再発防止策

①乗務中や待機中に体調不良となった場合の対応方法について、再度全運転手に対し周知を図る。

②運転手の健康状態を把握するため、営業所で年2回実施している個人面談時の状況を、個人別把握記録表に記載することを徹底する。

③運行管理者が個々の運転手の健康状況（特に注意すべき疾病、薬の服用等）を把握できる体制を構築する。

（2）SASに関する再発防止策

①SASの詳細検査であるPSG検査（終夜睡眠ポリグラフ検査）後のフォロー体制を見直し、「重症」と判明した運転手は、治療開始までは乗務不可とした（その後は、産業医が治療開始を確認したうえで乗務可能）。また、「中等症」および「軽症」と判明した運転手については、産業医確認のもと乗務可能とした。

②宮城交通本社と営業所間で、PSG検査受診者の情報を共有し、検査日から治療を開始するまで、管理・把握できるよう連携を強化する。

(3) 連携強化等の取り組み

- ①受託事業者の運行管理、車両管理等を確認するため年2回実施している業務調査の時期を、これまでの11月と12月から、6月と12月に変更するとともに、健康管理等の調査項目を増やすなど、実施体制の見直しを行った。

4 その他

今回事故を起こした運転手は、事故後は運転には従事していない。

担当：交通局自動車部業務課

東北運輸局宮城運輸支局の監査結果について

平成28年1月22日に発生した市営バス霞の目営業所の回送中のバスの事故を受けて、3月1日と4日の両日、同営業所に対して東北運輸局宮城運輸支局の立ち入り監査が行われました。その結果、道路運送法等に違反する事実があったことから、文書による警告を受けました。

- 1 警告日 3月24日（木）（3月22日（火）付）
- 2 対象事業所 霞の目営業所（運行管理業務等を宮城交通㈱に委託）
- 3 警告理由
4週を平均した1週間当たりの拘束時間（65時間）の超過違反
（道路運送法第27条第2項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

4 指摘の概要

（1）事実

平成27年12月1日からの4週間において、1週間当たりの拘束時間が65時間を超えた事実（1名）があったことを監査官から指摘されたもの。

なお、指摘を受けた乗務員は、1月22日に霞の目営業所で回送中に事故を起こした運転手とは別の運転手です。

（2）経緯

病気等による突発的な欠勤の対応などによる超過勤務の偏りが原因で、拘束時間の超過に至ったもの。

5 改善状況

宮城交通㈱では、突発的な欠勤への対応や管理要員の強化を図るため、3月1日付で運転手等を8名増員している。

担当：交通局自動車部輸送課